

地域リハビリテーション推進センター

企画課

センター内の庶務、計理、施設管理に関する事務などを行うほか、3施設一体化に伴うこころの健康増進センター、児童福祉センターとの連絡調整業務を行っています。

【お問合せ先】 電話：075-925-5485

FAX：075-925-5920

相談課

地域リハビリテーション推進

障害のある方を支援されている事業所などを対象に、リハビリテーションに関する知識、技術の向上に向けた取組を行っています。

事業所等 支援

障害福祉サービス事業所などからの相談依頼を受けて、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士を中心としたリハビリ専門職員が訪問し、利用者の身体機能や動作・運動の介助方法等について支援者にアドバイスをします。

各種研修

地域リハビリテーション推進研修

障害福祉サービス事業所や介護保険事業所などの支援に携わる方を対象に、リハビリテーションに関連する知識や介護技術の向上を目的として、講座や実習の研修を行っています。

地域ガエルのお出かけ講座・講師派遣

お住まいの地域に出向き、リハビリテーションや高次脳機能障害に関する知識の向上など、15のテーマに沿った講座を実施します。既存のテーマ以外の講座についても、相談に応じます。



相談事業

失語症のある方の相談支援事業、おはなし広場

失語症のある方の社会参加促進を図るために、言語聴覚士が中心になって個別相談やグループワーク（おはなし広場）、コミュニケーションに関する助言、利用できる社会資源の紹介などを行っています。

からだの動きに障害のある方の相談、体力測定会

からだの動きに障害のある方を対象に、理学療法士などの専門職員が身体機能を評価し、日常生活の過ごし方や必要な運動などについて助言し福祉用具、住環境に関する相談に応じます。

また、体力を測定する機会を提供し、自身の体力を把握していただき、日常生活を無理なく過ごせるような体力を維持するためのアドバイスをしています。



※各事業については、ホームページも御覧ください（二次元コードも参照ください。）。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/44-10-5-0-0-0-0-0-0-0.html>

【お問合せ先】 電話：075-925-7800 FAX：075-925-5920



相談判定

補装具や自立支援医療（更生医療）の判定を行うほか、からだの動きに障害のある方の各種専門相談を行っています。

相談判定

- ・ 身体障害のある方が必要な補装具（義手、義足、車椅子など）について、来所又は書類による判定や、児童の補装具に関する技術的助言などを行っています。
- ・ 自立支援医療（更生医療）の給付の対象となる障害（肢体、心臓、腎臓機能障害など）に関する医療について、障害の除去又は確実な効果が期待できるかどうかを判断し、適否を判定しています。

※申請などは、お住まいの区役所・支所障害保健福祉課で受け付けています。



診療所業務

補装具外来における診察などを行っています。

【お問合せ先】

電話：075-925-6255

FAX：075-925-5920

身体障害者手帳

身体障害者手帳診断書・意見書を審査し、手帳交付の決定を行っています。

審査上疑義があるものについては、診断書・意見書を作成した医師（指定医）への意見照会や3か月に1回の京都市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会に諮問し、その答申に基づき決定を行っています。

※申請などは、お住まいの区役所・支所障害保健福祉課で受け付けています。

身体障害者手帳とは？

視覚、聴覚、手足や臓器など身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳です。

補装具、自立支援医療の給付、施設への入所など、障害者総合支援法に定める各種の福祉サービスを受ける場合はもちろん、税の減免、旅客鉄道株式会社運賃の割引などの措置は、原則、身体障害者手帳を所持することが前提とされています。

【お問合せ先】 電話：075-925-7684 FAX：075-925-5920



相談案内窓口



1階廊下

地域リハビリテーション推進センター

高次脳機能障害支援課

高次脳機能障害支援

高次脳機能障害者支援センターとして、高次脳機能障害のある方が住み慣れた環境の中で社会活動に参加できるよう、支援コーディネーターが相談に応じ、関係機関と連携し支援を行っています。

個別支援

- ・ 症状の理解や対応方法に関する助言、各種制度の情報提供、地域生活支援、就労支援、復学支援、専門医による診断などを行っています。
- ・ 就労支援では、作業能力の得意・不得意を確認し工夫の提案を行う「作業体験プログラム」を実施しています。



当事者・ 家族交流会

御本人や御家族の交流する機会を設けています。

事業所等 支援 各種研修

- ・ 高次脳機能障害の支援にかかわる障害福祉サービス事業所などへの支援を行います。
- ・ 基礎的な内容から専門的な内容まで各種研修の実施や、お住まいの地域に出向く「お出かけ講座」も行っています。



普及啓発

ホームページやフェイスブック等により、情報発信を行っています。

高次脳機能障害とは？

交通事故や脳の病気等で、脳が損傷されたことによって起こる認知機能の障害です。様々な症状が生じるため、日常生活や社会生活がしづらくなります。

【お問合せ先】 電話：075-925-6256 FAX：075-925-6472

障害者支援施設

高次脳機能障害のある方が、日常生活の自立や就労などの社会参加につながるように通所・入所にて訓練を行う施設です。

施設利用

対象者

18歳以上の高次脳機能障害を有する方で、歩行又は車椅子駆動で施設内移動や食事が自立されていて、排泄のコントロールができています。その他は見守り部分介助で可能な方。



利用料

世帯の所得により異なります。詳しくはお住まいの区役所・支所障害保健福祉課にお尋ねください。

利用の流れ：電話相談▶施設見学▶面接▶区役所・支所への利用申請▶利用開始

訓練

認知面・コミュニケーション面の能力向上・代償方法の獲得を図る生活訓練や、身体機能の回復や基礎体力の向上を図る機能訓練を行います。

定員 利用期間

定 員：自立訓練（生活訓練）15名、自立訓練（機能訓練）25名
入所支援20名 ※短期入所－空床利用

利用期間：生活訓練 最長2年、機能訓練 最長1年6か月

【お問合せ先】 電話：075-925-7415 FAX：075-925-6472